

日本産業看護学会の学術活動の利益相反（COI）に関する規程

1. 本会学会誌等での発表

1) 本会の学会誌である日本産業看護学会誌、その他出版物で発表を行う全ての著者は、

「産業看護学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体」と経済的な関係（日本産業看護学会の学術活動の利益相反（conflict of interest, 以下, COI）に関する指針Ⅳ. 申告すべき事項の10項目）について、当該発表内容に関わるCOI状態を、投稿時に各投稿規程に基づいて「利益相反」の欄を設けて記載するとともに、各様式により、COI状態を明らかにしなければならない。

2) 1) に定める「産業看護学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体」とは、産業看護学研究に関し、次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

(1) 産業看護学研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）

(2) 産業看護学研究で評価される療法、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係

(3) 産業看護学研究で使用される機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係

(4) 産業看護学研究に対して研究助成・寄付などを行っている関係

(5) 産業看護学研究で未承認の医療機器などを提供している関係

2. 本会学術集会等での発表

1) 本会の学術集会、関連セミナー、公開講座等で発表・講演を行う筆頭者・共同発表者は、当該演題発表に関して、本規程

1.2) に規定された「企業・組織や団体」と経済的な関係について、演題登録時等に、研究実施に関わるCOI状態を開示する。さらに発表スライドの最初、あるいはポスターの最後に本会で示すスライドおよびポスター開示例にならない開示する。また、COI状態に「有る」場合は自己申告書（様式1）に従い、申告する

2) 自己申告するCOI状態は様式1に従い、申告する。

3. 本会役員、学術集会会長、各種委員会等委員などのCOI自己申告

1) 本会の理事長、副理事長、理事、監事、顧問、学術集会会長、各種委員会等の委員は、就任時ならびに1年に1回、COI状態について自己申告しなければならない（様式2）。また、新たなCOI状態が発生した場合も、すみやかに自己申告する。これらの者が行うCOIの自己申告は、本会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限る。

2) 自己申告するCOI状態は様式2に従い、申告する。

4. COI自己申告の基準について

以下の各号に開示すべき事項および自己申告が必要な金額を次のように定める。

1) 企業/法人組織・営利を目的とする団体の役員・顧問職への就任

2) 株の保有については、公開株式の5%以上、未公開株式1株以上、新株予約権1個以上を所有する場合

3) 企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料が100万円以上の

場合

- 4) 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、講演料等で、1つの企業・団体からの合計が年間100万円以上の場合
- 5) 企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が100万円以上の場合
- 6) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合
- 7) 奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合
- 8) 企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合
- 9) その他の報酬（研究とは無関係な旅行、贈答品等）については、1つの企業・法人組織・団体からの合計が年間100万円以上の場合
- 10) 個人的利害関係が生じるような状態（機器等や役務の提供を受けている）にある場合

5. COI申告書の管理

本規程に基づいて本会に提出されたCOI申告書は、本会事務局において理事長の監督の下、個人情報として3年間厳重に保管され、原則的に部外秘とする。保管期間を経過した後は、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。ただし、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて削除・廃棄を保留できるものとする。

COI申告書は、指針に定められた事項を処理するために、理事会が随時利用できる

ものとする。

6. 申告者のCOI状態の開示および公開

当該申告者のCOI状態について、疑義もしくは社会的・道義的問題が生じた場合には、理事会の協議を経て、必要な事項について本会内部に開示あるいは社会へ公表するものとする。

7. 不服申し立て

「日本産業看護学会の学術活動の利益相反（COI）に関する指針Ⅶ. 指針違反者への措置と説明責任2）不服の申立」について、被措置者は措置内容に不服がある時は、措置に関する通知があった30日以内に本人が理事長あてに不服申し立てを請求することができる。理事長は、不服申し立ての審査請求を受けた場合、速やかに理事会において対応を協議する。

COI自己申告に関する疑義の通報者については、通報に係る秘密保持の徹底を図る。

8. 改正

本規程は、理事会の審議を経て評議員会で議決し、総会の承認を得て改正することができる。

附則

本規程は、令和7年1月9日より施行する。